

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和 8 年 10 月 5 日（月）

常任委員会・予算特別委員会分科会終了後

場所：議 会 運 営 委 員 会 室

1 開 会

2 令和 8 年度答申案の取りまとめについて

3 その他

4 閉 会

令和7年国勢調査に係る人口及び世帯数等の確定値について

令和8年9月29日
総合政策環境部企画統計課
課長 川嶋（内線 4480）

令和7年国勢調査に係る人口及び世帯数等の確定値につきましては、本日14時に総務省統計局から公表される予定ですが、京都府の概要については以下のとおりです。ご報告いたします。

なお、この内容については、国と同時記者発表を行う予定です。

- ・京都府の人口は 2,500,173 人、令和2年から 3.0%減少(令和7年10月1日現在)
- ・府内の65歳以上人口の割合は過去最高の 29.9%となった

1 人口

京都府は平成22年の調査以降4回連続で減少、全国は3回連続の減少

	令和7年	令和2年	増減数	増減率
京都府	2,500,173 人	2,578,087 人	▲77,914 人	▲3.0%
全 国	122,972,528 人	126,146,099 人	▲3,173,571 人	▲2.5%

※京都府の人口：全国13位

*人口増加市町村は、2市1町 ※（ ）内は増減率

長岡京市(1.1%)、京田辺市(0.8%)、大山崎町(0.1%)

*人口減少市町村は、13市10町村、減少率が高い市町村は以下のとおり

笠置町(▲16.7%)、和束町(▲14.7%)、伊根町(▲12.2%)、京丹波町(▲12.1%)、南山城村(▲10.7%)

*外国人の人口は、86,047人で人口の3.4%、令和2年と比べ27,986人、48.2%の増加

2 年齢（3区分）別人口割合 ※（ ）内は令和2年調査時との差

京都府の15歳未満割合は過去最低、65歳以上割合は過去最高

	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳～
京都府	10.2% (▲1.2pt)	59.9% (0.7pt)	29.9% (0.5pt)
全 国	10.9% (▲1.1pt)	59.8% (0.2pt)	29.4% (0.9pt)

※京都府0歳～14歳：全国39位、15歳～64歳：全国9位、65歳～：全国37位

3 世帯

一般世帯数は府内11市5町で増加し、府全体では2.8%の増加

	令和7年	令和2年	増減数	増減率
京都府	1,222,546 世帯 (2.00 人/世帯)	1,188,903 世帯 (2.12 人/世帯)	33,643 世帯	2.8%
全 国	57,181,619 世帯 (2.10 人/世帯)	55,704,949 世帯 (2.21 人/世帯)	1,476,670 世帯	2.7%

※京都府の一般世帯数：全国13位、一世帯当たり人員：全国44位

注）一般世帯数は、世帯の総数から施設等の世帯数を除いた数値

選挙区・定数検討資料集

令和 8 年 1 0 月

議会改革検討小委員会

目 次

1 京都府の状況

資料 1	京都府の推計人口の推移と選挙区定数	1
資料 2	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 2 年国勢調査確定値）	2
資料 3	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 7 年国勢調査確定値）	3
資料 4	選挙区別人口と議員数（令和 2 年国勢調査確定値）※逆転選挙区資料	4
資料 5	選挙区別人口と議員数（令和 7 年国勢調査確定値）※逆転選挙区資料	5
資料 6	選挙区及び定数の経過（平成 11 年一般選挙以降）	6
資料 7	「1 票の較差」・「『逆転選挙区』の数」の推移	7
資料 8	市町村別配当基数（国勢調査）	8
資料 9	市町村・選挙区ごとの人口の推移（国勢調査）	9
資料 10	選挙区別将来推計人口	10
資料 11	選挙区別流出流入人口（夜間人口、昼間人口）	11
資料 12	京都府議会議員の選挙区配置と定数（府内地図）	12

2 全国の状況

資料 13	議員定数に関する全国状況等	13
資料 14	各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況（令和 5 年統一地方選以降）	14
資料 15	都道府県別 総人口の推移	15
資料 16	一票の較差に関する全国状況	16
資料 17	逆転選挙区に関する全国状況	17

3 その他

資料 18	都道府県議会議員選挙における一票の較差に関する最高裁判所判決の状況	18
資料 19	都道府県議会議員選挙区に関する法令	19
資料 20	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例	20
資料 21	用語集	22

※ 下線の資料については、令和 7 年国勢調査確定値を反映したもの

国勢調査確定値に基づく京都府の人口推移・選挙区定数の比較表

資料 1

区 分 市 区 町 村 名	令 2 国 調 人 口 (確定) B	令 4 推 計 人 口 (10月)	令 5 推 計 人 口 (10月)	令 6 推 計 人 口 (10月)	令 7 国 調 人 口 (確定) A	定 数	1 人 当 た り 人 口	1人当たり人口の較差 (最少選挙区から〇倍)		令 7 国 調 人 口 と 令 2 国 調 人 口 と の 差 (A－B)
								R2	R7 (太字箇所はR2か ら較差拡大)	
北 区	117,165	116,306	115,469	114,543	114,210	3	38,070	1.23	1.28	△ 2,955
上 京 区	83,832	83,561	83,656	83,407	83,053	2	41,527	1.32	1.39	△ 779
左 京 区	166,039	165,031	164,550	163,518	162,180	3	54,060	1.74	1.81	△ 3,859
中 京 区	110,488	109,904	110,221	110,783	111,231	3	37,077	1.16	1.24	743
東 山 区	36,602	35,565	35,512	35,324	35,127	1	35,127	1.15	1.18	△ 1,475
山 科 区	135,101	132,972	131,739	130,835	128,186	3	42,729	1.41	1.43	△ 6,915
下 京 区	82,784	82,627	83,231	83,724	84,410	2	42,205	1.30	1.41	1,626
南 区	101,970	101,628	102,021	102,313	102,653	3	34,218	1.07	1.15	683
右 京 区	202,047	200,317	199,591	198,639	196,189	5	39,238	1.27	1.32	△ 5,858
西 京 区	149,837	146,736	145,079	143,803	142,932	3	47,644	1.57	1.60	△ 6,905
伏 見 区	277,858	274,317	272,417	270,488	269,891	6	44,982	1.45	1.51	△ 7,967
福 知 山 市	77,306	76,402	75,639	74,749	73,490	2	36,745	1.21	1.23	△ 3,816
舞 鶴 市	80,336	77,944	76,512	75,083	73,046	2	36,523	1.26	1.22	△ 7,290
綾 部 市	31,846	31,004	30,568	30,111	29,829	1	29,829	最少 1.00	最少 1.00	△ 2,017
宇治市及び 久世郡	194,880	191,902	190,607	188,965	187,542	5	37,508	1.22	1.26	△ 7,338
	宇 治 市	179,630	176,915	175,719	172,873					△ 6,757
	久 御 山 町	15,250	14,987	14,888	14,678					△ 581
宮津市及び 与謝郡	38,778	37,197	36,337	35,512	34,784	1	34,784	1.22	1.17	△ 3,994
	宮 津 市	16,758	16,096	15,663	15,309					△ 1,702
	伊 根 町	1,928	1,844	1,799	1,747					△ 236
	与 謝 野 町	20,092	19,257	18,875	18,456					△ 2,056
亀 岡 市	86,174	85,352	85,075	84,596	83,181	2	41,591	1.35	1.39	△ 2,993
城 陽 市	74,607	73,494	72,814	72,218	71,707	2	35,854	1.17	1.20	△ 2,900
向 日 市	56,859	56,377	56,049	55,828	55,209	1	55,209	1.79	1.85	△ 1,650
長岡京市及び 乙訓郡	96,561	97,538	98,025	98,118	97,495	2	48,748	1.52	1.63	934
	長 岡 京 市	80,608	81,296	81,806	81,856					920
	大 山 崎 町	15,953	16,242	16,219	15,667					14
八 幡 市	70,433	69,624	69,222	68,753	67,606	2	33,803	1.11	1.13	△ 2,827
京田辺市及び 綴喜郡	90,070	90,186	90,692	90,753	89,729	2	44,865	1.41	1.50	△ 341
	京 田 辺 市	73,753	74,412	75,024	75,235					562
	井 手 町	7,406	7,129	7,094	7,082					△ 396
	宇治田原町	8,911	8,645	8,574	8,404					△ 507
京 丹 後 市	50,860	49,257	48,254	47,336	46,676	1	46,676	1.60	1.56	△ 4,184
南丹市及び 船井郡	44,536	43,333	42,645	41,763	41,352	1	41,352	1.40	1.39	△ 3,184
	南 丹 市	31,629	31,058	30,638	30,098					△ 1,618
	京 丹 波 町	12,907	12,275	12,007	11,665					△ 1,566
木津川市及び 相楽郡	121,118	121,830	121,070	120,100	118,465	2	59,233	最大 1.90	最大 1.99	△ 2,653
	木 津 川 市	77,907	79,242	79,015	78,548					△ 14
	笠 置 町	1,144	1,050	1,008	963					△ 191
	和 束 町	3,478	3,312	3,227	3,102					△ 510
	精 華 町	36,198	35,921	35,578	35,307					△ 1,683
	南 山 城 村	2,391	2,305	2,242	2,180					△ 255
京 都 市 計	1,463,723	1,448,964	1,443,486	1,437,377	1,430,062	34	42,061	1.35	1.41	△ 33,661
京 都 市 以 外 の 計	1,114,364	1,101,440	1,093,509	1,083,885	1,070,111	26	41,158	1.35	1.38	△ 44,253
京 都 府 計	2,578,087	2,550,404	2,536,995	2,521,262	2,500,173	60	41,670	1.35	1.40	△ 77,914

※推計人口とは：直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することにより推計したもの

資料 2

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

〔令和 2 年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢 調査確定値	議員 1 人 当たり人口	指数
1	木津川市及び相楽郡	2	121, 118	60, 559	1. 90
2	向日市	1	56, 859	56, 859	1. 79
3	京都市左京区	3	166, 039	55, 346	1. 74
4	京丹後市	1	50, 860	50, 860	1. 60
5	京都市西京区	3	149, 837	49, 946	1. 57
6	長岡京市及び乙訓郡	2	96, 561	48, 281	1. 52
7	京都市伏見区	6	277, 858	46, 310	1. 45
8	京田辺市及び綴喜郡	2	90, 070	45, 035	1. 41
9	京都市山科区	3	135, 101	45, 034	1. 41
10	南丹市及び船井郡	1	44, 536	44, 536	1. 40
11	亀岡市	2	86, 174	43, 087	1. 35
12	京都市上京区	2	83, 832	41, 916	1. 32
13	京都市下京区	2	82, 784	41, 392	1. 30
14	京都市右京区	5	202, 047	40, 409	1. 27
15	舞鶴市	2	80, 336	40, 168	1. 26
16	京都市北区	3	117, 165	39, 055	1. 23
17	宇治市及び久世郡	5	194, 880	38, 976	1. 22
18	宮津市及び与謝郡	1	38, 778	38, 778	1. 22
19	福知山市	2	77, 306	38, 653	1. 21
20	城陽市	2	74, 607	37, 304	1. 17
21	京都市中京区	3	110, 488	36, 829	1. 16
22	京都市東山区	1	36, 602	36, 602	1. 15
23	八幡市	2	70, 433	35, 217	1. 11
24	京都市南区	3	101, 970	33, 990	1. 07
25	綾部市	1	31, 846	31, 846	1. 00
合 計		60	2, 578, 087	42, 968	

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

資料 3

〔令和 7 年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和7年国勢調査確定値	議員 1 人 当たり人口	指数	R2国勢調査からの 指数の増減
1	木津川市及び相楽郡	2	118,465	59,233	1.99	0.08
2	向日市	1	55,209	55,209	1.85	0.07
3	京都市左京区	3	162,180	54,060	1.81	0.07
4	長岡京市及び乙訓郡	2	97,495	48,748	1.63	0.12
5	京都市西京区	3	142,932	47,644	1.60	0.03
6	京丹後市	1	46,676	46,676	1.56	-0.03
7	京田辺市及び綴喜郡	2	89,729	44,865	1.50	0.09
8	京都市伏見区	6	269,891	44,982	1.51	0.05
9	京都市山科区	3	128,186	42,729	1.43	0.02
10	京都市下京区	2	84,410	42,205	1.41	0.12
11	亀岡市	2	83,181	41,591	1.39	0.04
12	京都市上京区	2	83,053	41,527	1.39	0.08
13	南丹市及び船井郡	1	41,352	41,352	1.39	-0.01
14	京都市右京区	5	196,189	39,238	1.32	0.05
15	京都市北区	3	114,210	38,070	1.28	0.05
16	宇治市及び久世郡	5	187,542	37,508	1.26	0.03
17	京都市中京区	3	111,231	37,077	1.24	0.09
18	福知山市	2	73,490	36,745	1.23	0.02
19	舞鶴市	2	73,046	36,523	1.22	-0.04
20	城陽市	2	71,707	35,854	1.20	0.03
21	京都市東山区	1	35,127	35,127	1.18	0.03
22	宮津市及び与謝郡	1	34,784	34,784	1.17	-0.05
23	京都市南区	3	102,653	34,218	1.15	0.08
24	八幡市	2	67,606	33,803	1.13	0.03
25	綾部市	1	29,829	29,829	1.00	0.00
合 計		60	2,500,173	41,670		

資料 4

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

7と8、7と9、7と10のそれぞれが逆転選挙区であり、R2とR7とで状況に変化はない。

〔令和2年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢調査確定値	議員1人 当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	277,858	46,310	1.45
2	京都市右京区	5	202,047	40,409	1.27
3	宇治市及び久世郡	5	194,880	38,976	1.22
4	京都市左京区	3	166,039	55,346	1.74
5	京都市西京区	3	149,837	49,946	1.57
6	京都市山科区	3	135,101	45,034	1.41
7	木津川市及び相楽郡	2	121,118	60,559	1.90
8	京都市北区	3	117,165	39,055	1.23
9	京都市中京区	3	110,488	36,829	1.16
10	京都市南区	3	101,970	33,990	1.07
11	長岡京市及び乙訓郡	2	96,561	48,281	1.52
12	京田辺市及び綴喜郡	2	90,070	45,035	1.41
13	亀岡市	2	86,174	43,087	1.35
14	京都市上京区	2	83,832	41,916	1.32
15	京都市下京区	2	82,784	41,392	1.30
16	舞鶴市	2	80,336	40,168	1.26
17	福知山市	2	77,306	38,653	1.21
18	城陽市	2	74,607	37,304	1.17
19	八幡市	2	70,433	35,217	1.11
20	向日市	1	56,859	56,859	1.79
21	京丹後市	1	50,860	50,860	1.60
22	南丹市及び船井郡	1	44,536	44,536	1.40
23	宮津市及び与謝郡	1	38,778	38,778	1.22
24	京都市東山区	1	36,602	36,602	1.15
25	綾部市	1	31,846	31,846	1.00
合 計		60	2,578,087	42,968	

逆転

【逆転選挙区とは】

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

（例）A選挙区（選挙区人口：10万人、選挙議員区定数：2名）と

B選挙区（選挙区人口：9万人、選挙議員区定数：3名）は逆転選挙区

※選挙区人口：A選挙区＞B選挙区、選挙区議員定数：A選挙区＜B選挙区

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

資料5

〔令和7年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和7年国勢調査確定値	議員1人 当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	269,891	44,982	1.51
2	京都市右京区	5	196,189	39,238	1.32
3	宇治市及び久世郡	5	187,542	37,508	1.26
4	京都市左京区	3	162,180	54,060	1.81
5	京都市西京区	3	142,932	47,644	1.60
6	京都市山科区	3	128,186	42,729	1.43
7	木津川市及び相楽郡	2	118,465	59,233	1.99
8	京都市北区	3	114,210	38,070	1.28
9	京都市中京区	3	111,231	37,077	1.24
10	京都市南区	3	102,653	34,218	1.15
11	長岡京市及び乙訓郡	2	97,495	48,748	1.63
12	京田辺市及び綴喜郡	2	89,729	44,865	1.50
13	京都市下京区	2	84,410	42,205	1.41
14	亀岡市	2	83,181	41,591	1.39
15	京都市上京区	2	83,053	41,527	1.39
16	福知山市	2	73,490	36,745	1.23
17	舞鶴市	2	73,046	36,523	1.22
18	城陽市	2	71,707	35,854	1.20
19	八幡市	2	67,606	33,803	1.13
20	向日市	1	55,209	55,209	1.85
21	京丹後市	1	46,676	46,676	1.56
22	南丹市及び船井郡	1	41,352	41,352	1.39
23	京都市東山区	1	35,127	35,127	1.18
24	宮津市及び与謝郡	1	34,784	34,784	1.17
25	綾部市	1	29,829	29,829	1.00
合 計		60	2,500,173	41,670	

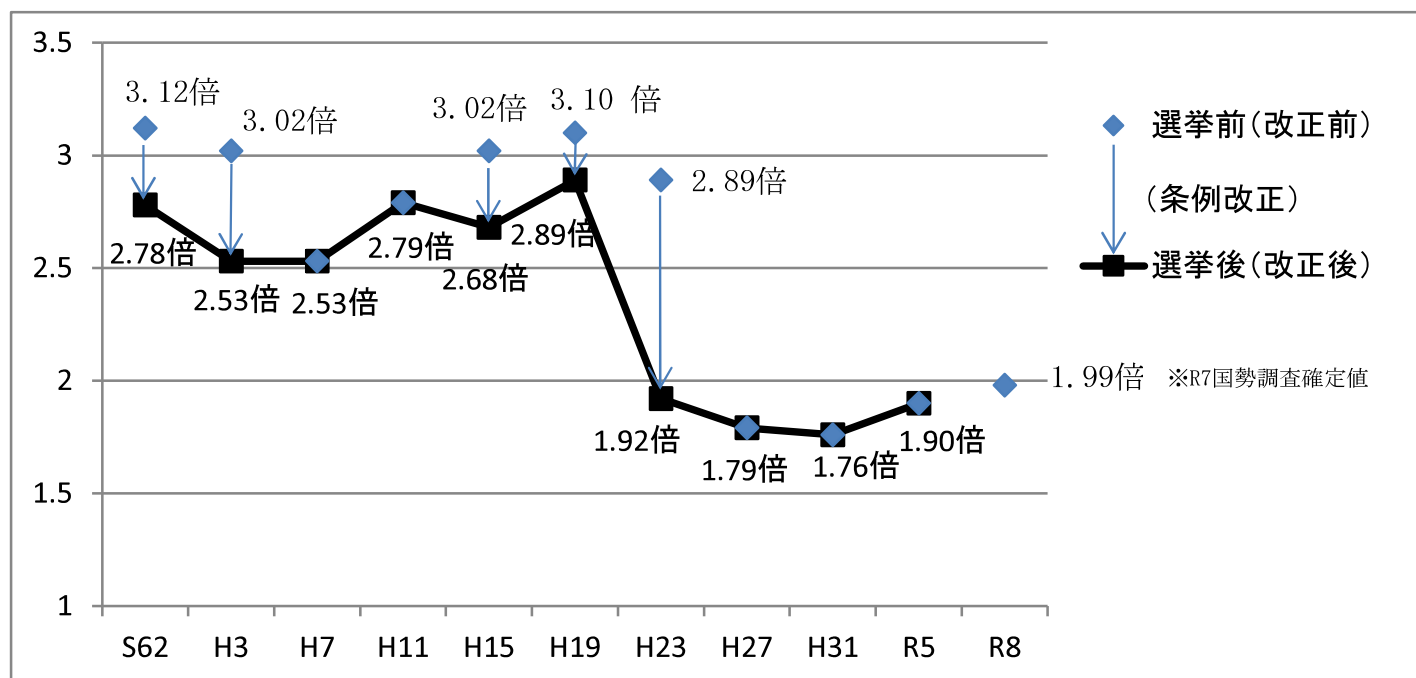
逆転

資料6

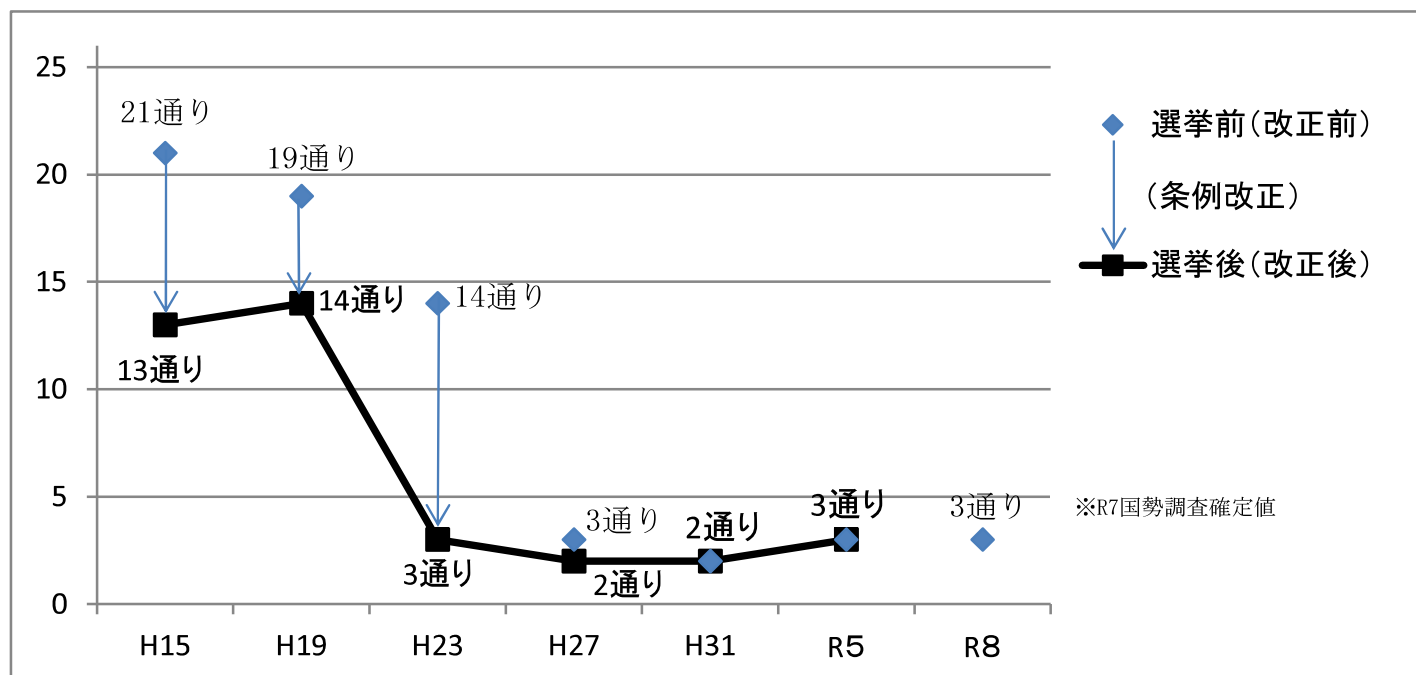
選挙区及び定数の経過

平11年 一般選挙		平15年 一般選挙		平19年 一般選挙		平23年 一般選挙		平27、31、令5年 一般選挙	
選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北区	4	北区	3	北区	3	北区	3	北区	3
上京区	3	上京区	2	上京区	2	上京区	2	上京区	2
左京区	5	左京区	5	左京区	5	左京区	4	左京区	3
中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3
東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1
山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3
下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2
南区	3	南区	3	南区	3	南区	3	南区	3
右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5
西京区	2	西京区	2	西京区	2	西京区	3	西京区	3
伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6
福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市	2	福知山市	2	福知山市	2
舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	2	舞鶴市	2
綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1
宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	5
城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2
宮津市及び 与謝郡	2	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1
亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2
向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1
長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2
八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2
京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2
中郡及び 熊野郡	1	中郡及び 熊野郡	1	京丹後市	1	京丹後市	1	京丹後市	1
竹野郡	1	竹野郡	1						
北桑田郡及び 船井郡	2	北桑田郡及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	1	南丹市及び 船井郡	1
相楽郡	2	相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2
計	65	計	62	計	62	計	60	計	60
平成9年京都府条 例第2号（一部改 正） （平成8年9月 議会提出（知 事提出、京田 辺市の市制施 行に伴う改正））		平成14年京都府条 例第35号（一部改 正） （平成14年6月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成18年京都府条 例第36号（一部改 正） （平成18年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成22年京都府条 例第32号（一部改 正） （平成22年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成26年京都府条 例第48号（一部改 正） （平成26年9月 議会提出（平 22年国調を基 礎として改正））	
		【3減】		【1増1減】		【1増3減】		【1増1減】	
								※ 平31、令5年 選挙時改正なし	

「1票の較差」の推移



「逆転選挙区」の数の推移



資料 8

市区町村別配当基数

市区町村名	区分	令和 2 年国勢調査		令和 7 年国勢調査		配当基数 増 減 (R7-R2)
		人 口	配当基数	人 口	配当基数	
1 北 区	北 区	117,165	2.727	114,210	2.741	0.014
2 上 京 区	上 京 区	83,832	1.951	83,053	1.993	0.042
3 左 京 区	左 京 区	166,039	3.864	162,180	3.892	0.028
4 中 京 区	中 京 区	110,488	2.571	111,231	2.669	0.098
5 東 山 区	東 山 区	36,602	0.852	35,127	0.843	▲ 0.009
6 山 科 区	山 科 区	135,101	3.144	128,186	3.076	▲ 0.068
7 下 京 区	下 京 区	82,784	1.927	84,410	2.026	0.099
8 南 区	南 区	101,970	2.373	102,653	2.464	0.090
9 右 京 区	右 京 区	202,047	4.702	196,189	4.708	0.006
10 西 京 区	西 京 区	149,837	3.487	142,932	3.430	▲ 0.057
11 伏 見 区	伏 見 区	277,858	6.467	269,891	6.477	0.010
12 福 知 山 市	福 知 山 市	77,306	1.799	73,490	1.764	▲ 0.036
13 舞 鶴 市	舞 鶴 市	80,336	1.870	73,046	1.753	▲ 0.117
14 綾 部 市	綾 部 市	31,846	0.741	29,829	0.716	▲ 0.025
15 宇 治 市 及 び 久 世 郡	宇 治 市 及 び 久 世 郡	194,880	4.535	187,542	4.501	▲ 0.035
	宇 治 市	179,630	4.181	172,873	4.149	▲ 0.032
	久 御 山 町	15,250	0.355	14,669	0.352	▲ 0.003
16 宮 津 市 及 び 与 謝 郡	宮 津 市 及 び 与 謝 郡	38,778	0.902	34,784	0.835	▲ 0.068
	宮 津 市	16,758	0.390	15,056	0.361	▲ 0.029
	伊 根 町	1,928	0.045	1,692	0.041	▲ 0.004
	与 謝 野 町	20,092	0.468	18,036	0.433	▲ 0.035
17 亀 岡 市	亀 岡 市	86,174	2.006	83,181	1.996	▲ 0.009
18 城 陽 市	城 陽 市	74,607	1.736	71,707	1.721	▲ 0.015
19 向 日 市	向 日 市	56,859	1.323	55,209	1.325	0.002
20 長 岡 京 市 及 び 乙 訓 郡	長 岡 京 市 及 び 乙 訓 郡	96,561	2.247	97,495	2.340	0.092
	長 岡 京 市	80,608	1.876	81,528	1.957	0.081
	大 山 崎 町	15,953	0.371	15,967	0.383	0.012
21 八 幡 市	八 幡 市	70,433	1.639	67,606	1.622	▲ 0.017
22 京 田 辺 市 及 び 綴 喜 郡	京 田 辺 市 及 び 綴 喜 郡	90,070	2.096	89,729	2.153	0.057
	京 田 辺 市	73,753	1.716	74,315	1.783	0.067
	井 手 町	7,406	0.172	7,010	0.168	▲ 0.004
	宇 治 田 原 町	8,911	0.207	8,404	0.202	▲ 0.006
23 京 丹 後 市	京 丹 後 市	50,860	1.184	46,676	1.120	▲ 0.064
24 南 丹 市 及 び 船 井 郡	南 丹 市 及 び 船 井 郡	44,536	1.036	41,352	0.992	▲ 0.044
	南 丹 市	31,629	0.736	30,011	0.720	▲ 0.016
	京 丹 波 町	12,907	0.300	11,341	0.272	▲ 0.028
25 木 津 川 市 及 び 相 楽 郡	木 津 川 市 及 び 相 楽 郡	121,118	2.819	118,465	2.843	0.024
	木 津 川 市	77,907	1.813	77,893	1.869	0.056
	笠 置 町	1,144	0.027	953	0.023	▲ 0.004
	和 束 町	3,478	0.081	2,968	0.071	▲ 0.010
	精 華 町	36,198	0.842	34,515	0.828	▲ 0.014
	南 山 城 村	2,391	0.056	2,136	0.051	▲ 0.004
京 都 市 計		1,463,723		1,430,062		
京 都 市 以 外 の 計		1,114,364		1,070,111		
京 都 府 計		2,578,087		2,500,173		

※ 配当基数＝選挙区人口÷(A)議員 1 人当りの人口

【令和 2 年国勢調査】
(A) = 42,968.12
 = 2,578,087(人口)/60(議員定数)

【令和 7 年国勢調査】
(A) = 41,669.55
 = 2,500,173(人口)/60(議員定数)

市町村・選挙区ごとの人口の推移(国勢調査)

資料 9

区分		現 定 数	平17国調人口 (確定) (H17. 10. 1)	平22国調人口 (確定) (H22. 10. 1)	増減 (H22－H17) 【5年間】	平27国調人口 (確定) (H27. 10. 1)	増減 (H27－H22) 【5年間】	令2国調人口 (確定) (R3. 11. 30)	増減 (R2－H27) 【5年間】	令7国調人口 (確定) (R8. 9. 29)	増減 (R7－R2) 【5年間】	配当 基数	議員1人当 たり人口	1票の 較差	
市 区 町 村 名															
1	北 区	3	124,266	122,037	△ 2,229	119,474	△ 2,563	117,165	△ 2,309	114,210	△ 2,955	2,741	38,070	1.28	
2	上 京 区	2	83,534	83,264	△ 270	85,113	1,849	83,832	△ 1,281	83,053	△ 779	1,993	41,527	1.39	
3	左 京 区	3	169,587	168,802	△ 785	168,266	△ 536	166,039	△ 2,227	162,180	△ 3,859	3,892	54,060	1.81	
4	中 京 区	3	102,129	105,306	3,177	109,341	4,035	110,488	1,147	111,231	743	2,669	37,077	1.24	
5	東 山 区	1	42,464	40,528	△ 1,936	39,044	△ 1,484	36,602	△ 2,442	35,127	△ 1,475	0.843	35,127	1.18	
6	山 科 区	3	136,670	136,045	△ 625	135,471	△ 574	135,101	△ 370	128,186	△ 6,915	3,076	42,729	1.43	
7	下 京 区	2	75,437	79,287	3,850	82,668	3,381	82,784	116	84,410	1,626	2,026	42,205	1.41	
8	南 区	3	98,193	98,744	551	99,927	1,183	101,970	2,043	102,653	683	2,464	34,218	1.15	
9	右 京 区	5	202,356	202,943	587	204,262	1,319	202,047	△ 2,215	196,189	△ 5,858	4,708	39,238	1.32	
10	西 京 区	3	154,756	152,974	△ 1,782	150,962	△ 2,012	149,837	△ 1,125	142,932	△ 6,905	3,430	47,644	1.60	
11	伏 見 区	6	285,419	284,085	△ 1,334	280,655	△ 3,430	277,858	△ 2,797	269,891	△ 7,967	6,477	44,982	1.51	
12	福 知 山 市	2	81,977	79,652	△ 2,325	78,935	△ 717	77,306	△ 1,629	73,490	△ 3,816	1,764	36,745	1.23	
13	舞 鶴 市	2	91,733	88,669	△ 3,064	83,990	△ 4,679	80,336	△ 3,654	73,046	△ 7,290	1,753	36,523	1.22	
14	綾 部 市	1	37,755	35,836	△ 1,919	33,821	△ 2,015	31,846	△ 1,975	29,829	△ 2,017	0.716	29,829	1.00	
15	宇治市及び久世郡			206,201	205,523	△ 678	200,483	△ 5,040	194,880	△ 5,603	187,542	△ 7,338	4,501	37,508	1.26
		5	宇 治 市	189,591	189,609	18	184,678	△ 4,931	179,630	△ 5,048	172,873	△ 6,757	4,149		
			久 御 山 町	16,610	15,914	△ 696	15,805	△ 109	15,250	△ 555	14,669	△ 581	0.352		
16	宮津市及び与謝郡			49,136	45,812	△ 3,324	42,370	△ 3,442	38,778	△ 3,592	34,784	△ 3,994	0.835	34,784	1.17
		1	宮 津 市	21,512	19,948	△ 1,564	18,426	△ 1,522	16,758	△ 1,668	15,056	△ 1,702	0.361		
			伊 根 町	2,718	2,410	△ 308	2,110	△ 300	1,928	△ 182	1,692	△ 236	0.041		
			与 謝 野 町	24,906	23,454	△ 1,452	21,834	△ 1,620	20,092	△ 1,742	18,036	△ 2,056	0.433		
17	亀 岡 市	2	93,996	92,399	△ 1,597	89,479	△ 2,920	86,174	△ 3,305	83,181	△ 2,993	1,996	41,591	1.39	
18	城 陽 市	2	81,636	80,037	△ 1,599	76,869	△ 3,168	74,607	△ 2,262	71,707	△ 2,900	1,721	35,854	1.20	
19	向 日 市	1	55,041	54,328	△ 713	53,380	△ 948	56,859	3,479	55,209	△ 1,650	1,325	55,209	1.85	
20	長岡京市及び乙訓郡			93,526	94,965	1,439	95,271	306	96,561	1,290	97,495	934	2,340	48,748	1.63
		2	長 岡 京 市	78,335	79,844	1,509	80,090	246	80,608	518	81,528	920	1,957		
			大 山 崎 町	15,191	15,121	△ 70	15,181	60	15,953	772	15,967	14	0.383		
21	八 幡 市	2	74,252	74,227	△ 25	72,664	△ 1,563	70,433	△ 2,231	67,606	△ 2,827	1,622	33,803	1.13	
22	京田辺市及び綴喜郡			83,019	86,068	3,049	88,064	1,996	90,070	2,006	89,729	△ 341	2,153	44,865	1.50
		2	京 田 辺 市	64,008	67,910	3,902	70,835	2,925	73,753	2,918	74,315	562	1,783		
			井 手 町	8,951	8,447	△ 504	7,910	△ 537	7,406	△ 504	7,010	△ 396	0.168		
			宇 治 田 原 町	10,060	9,711	△ 349	9,319	△ 392	8,911	△ 408	8,404	△ 507	0.202		
23	京 丹 後 市	1	62,723	59,038	△ 3,685	55,054	△ 3,984	50,860	△ 4,194	46,676	△ 4,184	1,120	46,676	1.56	
24	南丹市及び船井郡			53,629	50,946	△ 2,683	47,598	△ 3,348	44,536	△ 3,062	41,352	△ 3,184	0.992	41,352	1.39
		1	南 丹 市	36,736	35,214	△ 1,522	33,145	△ 2,069	31,629	△ 1,516	30,011	△ 1,618	0.720		
			京 丹 波 町	16,893	15,732	△ 1,161	14,453	△ 1,279	12,907	△ 1,546	11,341	△ 1,566	0.272		
25	木津川市及び相楽郡			108,225	114,577	6,352	117,192	2,615	121,118	3,926	118,465	△ 2,653	2,843	59,233	1.99
		2	木 津 川 市	63,649	69,761	6,112	72,840	3,079	77,907	5,067	77,893	△ 14	1,869		
			笠 置 町	1,876	1,626	△ 250	1,368	△ 258	1,144	△ 224	953	△ 191	0.023		
			和 東 町	4,998	4,482	△ 516	3,956	△ 526	3,478	△ 478	2,968	△ 510	0.071		
			精 華 町	34,236	35,630	1,394	36,376	746	36,198	△ 178	34,515	△ 1,683	0.828		
			南 山 城 村	3,466	3,078	△ 388	2,652	△ 426	2,391	△ 261	2,136	△ 255	0.051		
	京 都 市 計		34	1,474,811	1,474,015	△ 796	1,475,183	1,168	1,463,723	△ 11,460	1,430,062	△ 33,661		42,061	
	京 都 市 以 外 の 計		26	1,172,849	1,162,077	△ 10,772	1,135,170	△ 26,907	1,114,364	△ 20,806	1,070,111	△ 44,253		41,158	
	京 都 府 計		60	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	2,610,353	△ 25,739	2,578,087	△ 32,266	2,500,173	△ 77,914		41,670	

資料10

選挙区別将来推計人口
(令和5年京都府統計書をもとに作成)

	選挙区名	令和2年 (国勢調査) 人	令和7年 (国勢調査) 人	令和12年 (将来推計人口) 人	人口増減 (令和2～7年) (R7/R2) %	人口増減 (令和2～12年) (R12/R2) %
1	北区	117,165	114,210	111,030	97.48%	94.76%
2	上京区	83,832	83,053	82,201	99.07%	98.05%
3	左京区	166,039	162,180	161,276	97.68%	97.13%
4	中京区	110,488	111,231	111,673	100.67%	101.07%
5	東山区	36,602	35,127	34,032	95.97%	92.98%
6	山科区	135,101	128,186	128,470	94.88%	95.09%
7	下京区	82,784	84,410	83,959	101.96%	101.42%
8	南区	101,970	102,653	101,079	100.67%	99.13%
9	右京区	202,047	196,189	195,752	97.10%	96.88%
10	西京区	149,837	142,932	138,996	95.39%	92.76%
11	伏見区	277,858	269,891	263,396	97.13%	94.80%
12	福知山市	77,306	73,490	72,613	95.06%	93.93%
13	舞鶴市	80,336	73,046	71,362	90.93%	88.83%
14	綾部市	31,846	29,829	27,868	93.67%	87.51%
15	宇治市及び久世郡	194,880	187,542	178,889	96.23%	91.79%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	34,784	31,880	89.70%	82.21%
17	亀岡市	86,174	83,181	78,412	96.53%	90.99%
18	城陽市	74,607	71,707	67,413	96.11%	90.36%
19	向日市	56,859	55,209	54,918	97.10%	96.59%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	97,495	93,978	100.97%	97.33%
21	八幡市	70,433	67,606	64,299	95.99%	91.29%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	89,729	89,333	99.62%	99.18%
23	京丹後市	50,860	46,676	42,996	91.77%	84.54%
24	南丹市及び船井郡	44,536	41,352	38,640	92.85%	86.76%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	118,465	120,727	97.81%	99.68%
合 計		2,578,087	2,500,173	2,445,192	96.98%	94.85%

選挙区別流出流入人口(夜間人口、昼間人口)
(令和5年京都府統計書より) 単位:人

資料11

	選挙区名	令和2年 国調人口 (夜間人口)	流出 人口	流入 人口	昼間 人口	流入超過 人数	流入超過 割合(%)
1	北区	117,165	27,205	30,826	120,786	3,621	3.09%
2	上京区	83,832	20,299	35,738	99,271	15,439	18.42%
3	左京区	166,039	31,563	39,995	174,471	8,432	5.08%
4	中京区	110,488	27,792	69,702	152,398	41,910	37.93%
5	東山区	36,602	7,818	23,024	51,808	15,206	41.54%
6	山科区	135,101	30,153	19,569	124,517	-10,584	-7.83%
7	下京区	82,784	20,842	71,117	133,059	50,275	60.73%
8	南区	101,970	22,992	57,460	136,438	34,468	33.80%
9	右京区	202,047	46,569	35,406	190,884	-11,163	-5.52%
10	西京区	149,837	38,853	17,222	128,206	-21,631	-14.44%
11	伏見区	277,858	60,131	56,761	274,488	-3,370	-1.21%
12	福知山市	77,306	6,246	10,208	81,268	3,962	5.13%
13	舞鶴市	80,336	5,639	4,006	78,703	-1,633	-2.03%
14	綾部市	31,846	4,629	5,854	33,071	1,225	3.85%
15	宇治市及び久世郡	194,880	51,262	42,595	186,213	-8,667	-4.45%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	6,730	5,863	37,911	-867	-2.24%
17	亀岡市	86,174	18,233	7,507	75,448	-10,726	-12.45%
18	城陽市	74,607	21,219	11,067	64,455	-10,152	-13.61%
19	向日市	56,859	20,795	9,143	45,207	-11,652	-20.49%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	32,392	22,779	86,948	-9,613	-9.96%
21	八幡市	70,433	19,066	12,574	63,941	-6,492	-9.22%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	25,844	24,908	89,134	-936	-1.04%
23	京丹後市	50,860	3,739	2,370	49,491	-1,369	-2.69%
24	南丹市及び船井郡	44,536	8,243	9,124	45,417	881	1.98%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	39,267	16,971	98,822	-22,296	-18.41%
合 計		2,578,087	597,521	641,789	2,622,355	44,268	1.72%

※ 国勢調査人口は常住人口(＝夜間人口)で集計される。

京都府議会議員の選挙区配置と定数(府内地図)



※ ○の数字は議員定数

議員定数に関する全国状況等

○ 選挙区・定数の見直しに係る全国状況（令和 7 年 11 月 1 日現在）【資料 14】参照

検討済み：3 議会（定数減：1 議会、現状維持：2 議会）

検討中：21 議会 未検討又は検討時期調整中：21 議会

<参考：令和 2 年－令和 7 年国勢調査【資料 15】参照>

① 総人口が増加した都道府県

東京

※ R 5 統一地方選において、千葉県が定数 1 名増

② 総人口が減少した都道府県

上記以外の 46 道府県

※ R 5 統一地方選において、秋田、石川、三重、大阪、島根、佐賀の 6 府県が定数減

○ 京都府の総人口、議員定数の推移

	H17 国勢		H22 国勢	H27 国勢	R2 国勢	R7 国勢
	H19 選挙	H23 選挙	H27 選挙	H31 選挙	R5 選挙	
総人口	2,647,660		2,636,092 →(▲11,568)	2,610,353 →(▲25,739)	2,578,087 →(▲32,266)	2,500,173 →(▲77,914)
議員定数	62	60 →(▲2)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)
議員 1 人 当たり人口	42,704	44,128 →(1,424)	43,935 →(▲193)	43,506 →(▲429)	42,968 →(▲538)	41,670 →(▲1,256)
旧法定上限※	69		69 →(－)	69 →(－)	68 →(▲1)	67 →(▲1)

※平成 23 年改正前の地方自治法に基づき試算

○ 議員一人当たり人口の全国状況（人口は令和 7 年国勢調査）

議員一人当たり人口	都道府県（昇順）	
1 万人以上 2 万人未満	5	鳥取、高知、島根、徳島、福井
2 万人以上 3 万人未満	18	和歌山、山梨、佐賀、秋田、香川、山形、岩手、青森、富山、大分、宮崎、石川、長崎、愛媛、山口、奈良、福島、鹿児島、
3 万人以上 4 万人未満	10	沖縄、滋賀、岡山、熊本、長野、三重、栃木、群馬、 宮城、新潟
4 万人以上 5 万人未満	5	岐阜、 京都 （昇順 35 位）、 広島、茨城、北海道
5 万人以上 6 万人未満	2	静岡、福岡
6 万人以上 7 万人未満	2	兵庫、千葉
7 万人以上 8 万人未満	2	愛知、埼玉
8 万人以上 9 万人未満	1	神奈川
9 万人以上 10 万人未満	0	
10 万人以上	2	大阪、東京

太字下線は総人口が京都府と近い県（200 万人～300 万人）

各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況について(令和5年統一地方選以降)

(令和7年11月1日時点、全国都道府県議会議長会議事調査部調査より)

都道府県名	検討済み	検討中	未検討 又は 検討時期調整中	検討開始時期	検討結果
北海道			○		
青森県		○		R6. 3	
岩手県		○		R6. 10	
宮城県			○		
秋田県	○			R7. 9	現状維持
山形県		○		R5. 12	
福島県			○		
茨城県			○		
栃木県			○		
群馬県		○		R7. 10	
埼玉県			○		
千葉県		○		R7. 10	
神奈川県			○		
新潟県			○		
富山県		○		R7. 6	
石川県		○		R7. 2	
福井県			○		
山梨県			○		
長野県			○		
岐阜県			○		
静岡県		○		R5. 6	
愛知県			○		
三重県			○		
滋賀県		○		R7. 9	
京都府		○		R7. 6	
大阪府		○		R7. 7	
兵庫県		○		R7. 6	
奈良県		○		R7. 10	
和歌山県			○		
鳥取県	○			R5. 6	2名削減(35名→33名)
島根県			○		
岡山県			○		
広島県		○		R7. 7	
山口県		○		R7. 6	
徳島県			○		
香川県			○		
愛媛県		○		R7. 7	
高知県		○		R6. 7	
福岡県			○		
佐賀県		○		R7. 11	
長崎県		○		R7. 10	
熊本県			○		
大分県		○		R7. 9	
宮崎県	○			R7. 6	現状維持
鹿児島県		○		R5. 12	
	3	21	21		

※選挙時期が大きく異なる東京都と沖縄県は除く。

都道府県別 総人口の推移

資料 15

※ 東京都は人口が増加

		平成27年 国勢調査	令和2年 国調人口	令和7年 国調人口	10年間増減 (H27～R7)		5年間増減 (R2～R7)		定数 見直し R5選挙
					増減数	増減率	増減数	増減率	
1	北海道	5,381,733	5,224,614	4,980,272	-401,461	-7.5%	-244,342	-4.7%	
2	青森県	1,308,265	1,237,984	1,139,461	-168,804	-12.9%	-98,523	-8.0%	
3	岩手県	1,279,594	1,210,534	1,124,652	-154,942	-12.1%	-85,882	-7.1%	
4	宮城県	2,333,899	2,301,996	2,225,414	-108,485	-4.6%	-76,582	-3.3%	
5	秋田県	1,023,119	959,502	881,470	-141,649	-13.8%	-78,032	-8.1%	-2
6	山形県	1,123,891	1,068,027	992,297	-131,594	-11.7%	-75,730	-7.1%	
7	福島県	1,914,039	1,833,152	1,710,242	-203,797	-10.6%	-122,910	-6.7%	
8	茨城県	2,916,976	2,867,009	2,789,856	-127,120	-4.4%	-77,153	-2.7%	
9	栃木県	1,974,255	1,933,146	1,863,329	-110,926	-5.6%	-69,817	-3.6%	
10	群馬県	1,973,115	1,939,110	1,865,934	-107,181	-5.4%	-73,176	-3.8%	
11	埼玉県	7,266,534	7,344,765	7,287,325	20,791	0.3%	-57,440	-0.8%	
12	千葉県	6,222,666	6,284,480	6,257,225	34,559	0.6%	-27,255	-0.4%	+1
13	東京都	13,515,271	14,047,594	14,236,627	721,356	5.3%	189,033	1.3%	
14	神奈川県	9,126,214	9,237,337	9,193,922	67,708	0.7%	-43,415	-0.5%	
15	新潟県	2,304,264	2,201,272	2,067,144	-237,120	-10.3%	-134,128	-6.1%	
16	富山県	1,066,328	1,034,814	982,147	-84,181	-7.9%	-52,667	-5.1%	
17	石川県	1,154,008	1,132,526	1,086,596	-67,412	-5.8%	-45,930	-4.1%	-2
18	福井県	786,740	766,863	728,588	-58,152	-7.4%	-38,275	-5.0%	
19	山梨県	834,930	809,974	779,276	-55,654	-6.7%	-30,698	-3.8%	
20	長野県	2,098,804	2,048,011	1,953,866	-144,938	-6.9%	-94,145	-4.6%	
21	岐阜県	2,031,903	1,978,742	1,889,576	-142,327	-7.0%	-89,166	-4.5%	
22	静岡県	3,700,305	3,633,202	3,465,667	-234,638	-6.3%	-167,535	-4.6%	
23	愛知県	7,483,128	7,542,415	7,448,043	-35,085	-0.5%	-94,372	-1.3%	
24	三重県	1,815,865	1,770,254	1,693,225	-122,640	-6.8%	-77,029	-4.4%	-3
25	滋賀県	1,412,916	1,413,610	1,392,008	-20,908	-1.5%	-21,602	-1.5%	
26	京都府	2,610,353	2,578,087	2,500,173	-110,180	-4.2%	-77,914	-3.0%	
27	大阪府	8,839,469	8,837,685	8,759,312	-80,157	-0.9%	-78,373	-0.9%	-9
28	兵庫県	5,534,800	5,465,002	5,317,792	-217,008	-3.9%	-147,210	-2.7%	
29	奈良県	1,364,316	1,324,473	1,268,181	-96,135	-7.0%	-56,292	-4.3%	
30	和歌山県	963,579	922,584	863,757	-99,822	-10.4%	-58,827	-6.4%	
31	鳥取県	573,441	553,407	523,073	-50,368	-8.8%	-30,334	-5.5%	※
32	島根県	694,352	671,126	628,887	-65,465	-9.4%	-42,239	-6.3%	-1
33	岡山県	1,921,525	1,888,432	1,807,160	-114,365	-6.0%	-81,272	-4.3%	
34	広島県	2,843,990	2,799,702	2,682,786	-161,204	-5.7%	-116,916	-4.2%	
35	山口県	1,404,729	1,342,059	1,262,770	-141,959	-10.1%	-79,289	-5.9%	
36	徳島県	755,733	719,559	674,790	-80,943	-10.7%	-44,769	-6.2%	
37	香川県	976,263	950,244	906,828	-69,435	-7.1%	-43,416	-4.6%	
38	愛媛県	1,385,262	1,334,841	1,259,907	-125,355	-9.0%	-74,934	-5.6%	
39	高知県	728,276	691,527	642,836	-85,440	-11.7%	-48,691	-7.0%	
40	福岡県	5,101,556	5,135,214	5,077,785	-23,771	-0.5%	-57,429	-1.1%	
41	佐賀県	832,832	811,442	780,675	-52,157	-6.3%	-30,767	-3.8%	-1
42	長崎県	1,377,187	1,312,317	1,232,040	-145,147	-10.5%	-80,277	-6.1%	
43	熊本県	1,786,170	1,738,301	1,677,302	-108,868	-6.1%	-60,999	-3.5%	
44	大分県	1,166,338	1,123,852	1,076,353	-89,985	-7.7%	-47,499	-4.2%	
45	宮崎県	1,104,069	1,069,576	1,017,628	-86,441	-7.8%	-51,948	-4.9%	
46	鹿児島県	1,648,177	1,588,256	1,511,783	-136,394	-8.3%	-76,473	-4.8%	
47	沖縄県	1,433,566	1,467,480	1,466,548	32,982	2.3%	-932	-0.1%	

※ 鳥取県は令和5年一般選挙後の令和7年3月に定数を2名削減

一票の較差に関する全国状況

(総人口：令和2年国勢調査、定数：令和7年7月31日時点)

- 令和7年国勢調査による京都府の最大較差は1.98
- 網掛け太字は総人口が京都府と近い県（200万人～300万人）
- 東京都、兵庫県、神奈川県、徳島県、北海道は特例選挙区を除いた最大較差
- 福島県は原発事故に伴う住民避難等の影響により較差が大きい状況

	都道府県	最大較差	総人口	議員定数		都道府県	最大較差	総人口	議員定数
1	沖縄県	1.27	1,467,480	48	25	山口県	2.20	1,342,059	47
2	岩手県	1.44	1,210,534	48	26	大分県	2.27	1,123,852	43
3	佐賀県	1.46	811,442	37	27	愛知県	2.28	7,542,415	102
4	滋賀県	1.63	1,413,610	44	28	長野県	2.30	2,048,011	57
5	和歌山県	1.70	922,584	42	29	熊本県	2.33	1,738,301	49
6	福井県	1.76	766,863	37	30	福岡県	2.37	5,135,214	87
7	山形県	1.80	1,068,027	43	31	青森県	2.39	1,237,984	48
8	愛媛県	1.81	1,334,841	47	32	三重県	2.39	1,770,254	48
9	富山県	1.85	1,034,814	40	33	群馬県	2.40	1,939,110	50
10	京都府	1.90	2,578,087	60	34	岡山県	2.43	1,888,432	55
11	島根県	1.94	671,126	36	35	東京都	2.48	14,047,594	127
12	山梨県	1.96	809,974	37	36	静岡県	2.57	3,633,202	68
13	秋田県	1.97	959,502	41	37	広島県	2.60	2,799,702	64
14	栃木県	1.98	1,933,146	50	38	埼玉県	2.63	7,344,765	93
15	宮崎県	1.99	1,069,576	39	39	新潟県	2.64	2,201,272	53
16	長崎県	2.02	1,312,317	46	40	千葉県	2.69	6,284,480	95
17	奈良県	2.11	1,324,473	43	41	兵庫県	2.70	5,465,002	86
18	石川県	2.11	1,132,526	41	42	高知県	2.71	691,527	37
19	鹿児島県	2.11	1,588,256	51	43	神奈川県	2.74	9,237,337	105
20	茨城県	2.13	2,867,009	62	44	徳島県	2.78	719,559	38
21	宮城県	2.16	2,301,996	59	45	岐阜県	2.91	1,978,742	46
22	香川県	2.17	950,244	41	46	北海道	3.04	5,224,614	100
23	鳥取県	2.17	553,407	33	47	福島県	5.19	1,833,152	58
24	大阪府	2.19	8,837,685	79					

逆転選挙区に関する全国状況

【令和7年7月31日現在】

逆転選挙区 のパターン	議会数	都道府県
1 通り	4	宮城、愛知、 広島、鹿児島
2 通り	2	茨城、香川
3 通り	3	岐阜、 <u>京都</u> 、 高知
4 通り	1	東京
7 通り	3	福島、新潟、 三重
1 6 通り	1	埼玉
2 3 通り	1	北海道
合計	15議会	

都道府県議会議員選挙における 一票の較差に関する最高裁判所判決の状況

執行年月日	選挙	最高裁判所判決			較差
平元. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平3. 4. 23	上告棄却 (事情判決)	選挙の 違法宣言	3.09
平3. 4. 7	千葉県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	上告棄却	適法	2.45
平3. 4. 7	愛知県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	原判決 変更	適法 適法判決中最大	2.89
平5. 6. 27	東京都議会議員 一般選挙	平7. 3. 24	上告棄却	適法	2.04
平7. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	平8. 9. 13	上告棄却	適法	2.45
平9. 7. 6	東京都議会議員 一般選挙	平11. 1. 22	上告棄却	適法	2.15
平11. 4. 11	大阪府議会議員 一般選挙	平11. 11. 9	上告棄却	適法	2.48
平11. 4. 11	千葉県議会議員 一般選挙	平12. 4. 21	上告棄却	適法	2.76
平15. 4. 13	大阪府議会議員 一般選挙	平16. 1. 16	上告棄却	適法	2.51
平23. 4. 10	新潟県議会議員 一般選挙	平24. 11. 8	上告棄却	適法	2.21
平25. 6. 23	東京都議会議員 一般選挙	平27. 1. 15	上告棄却	適法	1.92
平27. 4. 12	千葉県議会議員 一般選挙	平28. 10. 18	上告棄却	適法	2.51
平29. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平31. 2. 5	上告棄却	適法	2.48
令3. 7. 4	東京都議会議員 一般選挙	令4. 10. 31	上告棄却	適法	2.54
令5. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	令7. 1. 28	上告棄却	適法	2.69

※東京都は島嶼部の特例選挙区を除いた最大較差

都道府県議会議員選挙区・定数に関する法令

〔地方自治法〕

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

②～⑦ 略

〔公職選挙法〕

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〔公職選挙法施行令〕

（人口の定義）

第百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条又は第百七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

資料 20

京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例

昭和54年京都府条例第1号

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、京都府議会の議員の定数を60人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の定数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条の規定により、京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき 議員の数
北区	京都市北区の区域	3人
上京区	京都市上京区の区域	2人
左京区	京都市左京区の区域	3人
中京区	京都市中京区の区域	3人
東山区	京都市東山区の区域	1人
山科区	京都市山科区の区域	3人
下京区	京都市下京区の区域	2人
南区	京都市南区の区域	3人
右京区	京都市右京区の区域	5人
西京区	京都市西京区の区域	3人
伏見区	京都市伏見区の区域	6人
福知山市	福知山市の区域	2人
舞鶴市	舞鶴市の区域	2人
綾部市	綾部市の区域	1人
宇治市及び久世郡	宇治市及び久世郡久御山町の区域	5人

宮津市及び与謝郡	宮津市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町の区域	1 人
亀岡市	亀岡市の区域	2 人
城陽市	城陽市の区域	2 人
向日市	向日市の区域	1 人
長岡京市及び乙訓郡	長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域	2 人
八幡市	八幡市の区域	2 人
京田辺市及び綴喜郡	京田辺市、綴喜郡井手町及び綴喜郡宇治田原町の区域	2 人
京丹後市	京丹後市の区域	1 人
南丹市及び船井郡	南丹市及び船井郡京丹波町の区域	1 人
木津川市及び相楽郡	木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町 及び相楽郡南山城村の区域	2 人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区議員定数条例(昭和33年京都府条例第19号)は、この条例の施行に伴い廃止する。

用語集（五十音順）

一票の較差

議員 1 人当たりの有権者数の較差。定数の検討に当たっては一般的に有権者数ではなく議員一人当たり人口を比較する。

議員一人当たり人口が最小となる選挙区に対し、他の選挙区の議員一人当たり人口がその何倍になるかで表示する。（最小の選挙区については「1」となる。）

逆転選挙区

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

（例）A 選挙区（選挙区人口：10 万人、選挙議員区定数：2 名）と
B 選挙区（選挙区人口：9 万人、選挙議員区定数：3 名）は逆転選挙区
（※選挙区人口：A 選挙区＞B 選挙区、選挙区議員定数：A 選挙区＜B 選挙区）

旧法定上限

平成 23 年 8 月改正以前に定められていた地方議会の総定数の上限（現在は撤廃）。自治体の人口に応じて定められており、道府県議会については以下のとおり（東京都議会については別の基準が設けられていた。）。

人口 75 万人未満	40 人
人口 75 万人以上 100 万人未満	40 人 + $\left[\frac{\text{人口} - 70 \text{ 万人}}{5 \text{ 万人}} \times \right]$ ※端数切捨て
人口 100 万人以上 618 万人未満	45 人 + $\left[\frac{\text{人口} - 93 \text{ 万人}}{7 \text{ 万人}} \times \right]$ ※端数切捨て
人口 618 万人以上	120 人

国勢調査

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査で、公職選挙法の選挙区に係る規定における「人口」は国勢調査人口を指す。

調査は5年に一度（西暦で5の倍数となる年）、10月1日を基準日に実施され、人口については、速報値と調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計される確定値の2回に分けて公表される。

【公表時期】

速報値：令和8年5月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年6月25日公表）

確定値：令和8年9月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年11月30日公表）

将来推計人口

出生、死亡、人口移動について、実績値の動向をもとに仮定を設け、将来の人口について推計したもの。（実績値を用いてその月の人口を推計する「推計人口」とは異なる。）

京都府統計書においては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」の数値を基にしている。

推計人口

直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することによりその月の人口を推計したもの。（仮定を設けて将来の人口を推計する「将来推計人口」とは異なる。）

配当基数

選挙区人口を当該都道府県全体の議員一人あたり人口で割った数値。

公職選挙法上、配当基数が0.5未満の市については、隣接する市町村と合区しなければならない（強制合区）。また0.5以上、1.0未満の市は隣接する市町村と任意で合区することができる（任意合区）。

※ 特例選挙区

昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、上記の強制合区の規定に関わらず、配当基数が0.5を切っていても当分の間、合区せずに1選挙区とすることができる。

「都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべき」との趣旨によるもので、他府県においては、島嶼部や過疎地域に適用される例がある。

なお、京都府には該当する選挙区はない。

流出・流入人口

A市町村の「流出人口」とは、A市町村に常住しA市町村以外へ通勤・通学する人口をいい、A市町村の「流入人口」とは、A市町村以外に常住しA市町村に通勤・通学する人口をいう。

国勢調査人口・推計人口は夜間人口（常住人口）であり、ここから流出人口と流入人口を引き足ししたものが中間人口となる。

$$\left(\text{「夜間人口」} - \text{「流出人口」} + \text{「流入人口」} = \text{「昼間人口」} \right)$$

選挙区・定数のあり方に関する検討結果骨子（案）

1 検討の経過及び結果

- 令和7年6月の議長諮問を受け、議会改革検討小委員会を設置し、選挙区・定数のあり方について検討
- 国勢調査速報値公表前は、参考人を招致し、定数・選挙区のあり方に関する基本的な考え方について中間整理を取りまとめ
- 国勢調査速報値公表後に具体的な協議を行った結果、基本的な考え方については意見が一致したが、総定数及び各選挙区の定数については、「現状維持案」と「定数3人削減案」が提案

2 議員定数等の基本的な考え方（全会派一致）

- 議員定数、選挙区及び各選挙区の議員定数は、議会の機能・役割を踏まえるとともに、人口比例を基本としつつ、地域間の均衡その他の事情を考慮し、一票の較差、逆転区の状況、地域の実情及び今後の人口動態等を総合的に勘案して判断する必要
- 一票の価値の平等は選挙制度の基本原則であり、一票の較差及び逆転区の状況については継続的に点検・検証を行う必要

3 令和7年国勢調査速報値を基礎とした議員定数等のあり方**(1) 現状維持案****ア 内 容**

- ・総定数60人並びに25選挙区及び各選挙区の定数を維持

イ 理 由

- ・人口減少に加え、議会機能、地域代表性及び地域間の均衡等を総合的に勘案すべきであり、京都府の地域特性等も踏まえれば、現時点で定数を見直す状況には至っていない。
- ・一票の較差については引き続き点検が必要である。

(2) 定数3人削減案**ア 内 容**

- ・南区、右京区並びに宇治市及び久世郡を各1人減員し、総定数を60人から57人に削減

イ 理 由

- ・前回の総定数見直し以降、府人口が約5%減少しており、人口減少率等を踏まえ、総定数を57人とすることが適当である。
- ・議員1人当たり人口等に基づき定数配分を見直すべき。

選挙区・定数のあり方に関する検討結果（案）

1 検討の経過及び結果

本小委員会は、令和7年6月27日付け議長諮問「府民への理解を促進するための京都府議会の選挙区・定数のあり方の検討」を受け、議会運営委員会において設置された。

令和7年国勢調査速報値が発表されるまでの間は、議員の役割や定数・選挙区のあり方に関する基本的な考え方について協議を行った。この間、令和8年4月には参考人招致を行い、地方議会及び議員の役割並びに選挙区及び議員定数をテーマとして意見聴取及び質疑を実施するとともに、中間整理を取りまとめた。

令和8年5月以降は令和7年国勢調査速報値を基礎として協議を重ね、議員定数等のあり方に関する基本的な考え方については意見の一致を見た。一方、具体的な総定数及び各選挙区の議員定数については、人口減少の状況を踏まえた定数見直しの必要性や、人口動態と議会機能・地域代表性等との関係をどのように評価するかについて意見が分かれ、現状維持と総定数3人削減の両案が示されたが、最終的に意見の一致を見るには至らなかった。

このため、協議結果を次のとおり両論併記するものである。

2 京都府議会の議員の総定数並びに選挙区及び各選挙区の議員定数の基本的な考え方について（全会派一致）

議員定数、選挙区及び各選挙区の議員定数のあり方については、議会の機能・役割を踏まえるとともに、公職選挙法第15条第8項の規定による人口比例を基本としつつ、地域間の均衡その他の事情を考慮し、一票の較差及び逆転区の状況、地域の実情並びに今後の人口動態等を総合的に勘案して判断する必要がある。

また、一票の価値の平等は選挙制度の基本原則として尊重されるべきであり、一票の較差及び逆転区の状況については今後も継続的に点検及び検証を行う必要がある。

3 令和7年国勢調査速報値を基礎とした京都府議会の議員の総定数並びに選挙区及び各選挙区の議員定数のあり方について（両論併記）

(1) 現状維持案

京都府議会の議員の総定数は、現行の60人を維持することが適当である。

また、選挙区及び各選挙区の議員定数についても、現行の25選挙区及び各選挙区の定数を維持することが適当である。

(理由)

今回、令和 2 年国勢調査人口 2,578,087 人から、令和 7 年国勢調査人口速報値 2,502,747 人まで、5 年間で 75,340 人、約 2.9%人口が減少している。

しかしながら、議員定数については、人口減少の程度を考慮することに加えて、執行機関に対する監視、政策形成及び府内各地域の多様な意見の反映といった議会の機能・役割を踏まえる必要がある。また、京都府は、地域特性が多様な広域自治体であることから、地域間の均衡及び地域代表性等も含め、総合的に判断すべきである。さらに、府議会の議員一人当たり人口は約 41,000 人であり、人口規模が同程度の他府県と比較しても大きな差は認められない。

一票の較差については、令和 7 年国勢調査人口速報値に基づく試算において最大約 1.98 倍となっていることを踏まえ、引き続き点検する必要がある。また、最高裁判例においても、都道府県議会の定数配分については、人口比例を基本としつつ、地域間の均衡その他の事情を総合的に考慮して判断する考え方が示されている。

以上の事情を総合的に勘案した結果、現時点において、現行の総定数及び選挙区・各選挙区の定数を変更するまでの事情には至っておらず、現行の総定数及び選挙区・各選挙区の定数を維持することが適当である。

(現状維持案に対する意見)

- ・ 人口減少が続く中、議員定数についても人口動態を反映した見直しを行うべきである。
- ・ 一票の較差において、最高裁判例で示されている数値はあくまでも総合判断の結果である。最高裁は、「投票価値の平等は、憲法上の要求であり、人口比例は最も重要かつ基本的な基準である」と繰り返し判示していることから、人口動態を踏まえた見直しを行うべきである。

(2) 定数 3 人削減案

京都府議会の議員の総定数を、現行の 60 人から 57 人に削減することが適当である。

また、選挙区及び各選挙区の議員定数については、南区、右京区並びに宇治市及び久世郡の各選挙区について、それぞれ 1 人を減ずることが適当である。

(理由)

京都府の人口は、前回総定数の見直しを行った平成 22 年国勢調査の 2,636,092 人から令和 7 年国勢調査人口速報値の 2,502,747 人へと約 5%減少している。また、人口比例は重要かつ基本的な基準であり、最高裁判例でも「較差是正の努力が続けられていること」としている。このため、総定数について人口動態を反映した見直しを行うことが適当である。

まず、総定数については、人口減少率を勘案すると、現行 60 人から 3 人削減し 57 人とするのが適当である。

また、各選挙区の定数配分については、定数 1 の選挙区を除き、1 人減員した場合においても現行の最大較差である約 1.98 倍を超えない選挙区を対象として検討し、その中で議員 1 人当たり人口が少ない選挙区から見直しを行うことが適当である。

この考え方に基づき、南区、右京区並びに宇治市及び久世郡の各選挙区定数をそれぞれ1人減ずることが適当である。

以上より、総定数を60人から57人とし、南区、右京区並びに宇治市及び久世郡の各選挙区定数をそれぞれ1人減ずることが適当である。

(定数3人削減案に対する意見)

- ・ 本小委員会で確認した基本的な考え方からすると、人口減少のみを理由として議員定数を削減すべきではなく、議会機能、地域代表性及び地域間の均衡等も総合的に勘案すべきである。
- ・ 削減対象となる選挙区（南区、右京区並びに宇治市及び久世郡）においては一票の較差が広がる一方で、最大較差の是正や逆転区の解消にはつながらないことから、定数削減により得られる効果が明確ではない。
- ・ 現状においては定数の見直しは必要ないと考えるが、今後見直すのであれば定数増を含めたあらゆる方法を検討すべきである。